（LCI 家財総合保険）

LCI 家財保険　約款

株式会社ビバビーダメディカルライフ

（2017 年 4 月 12 日）

目　次

（LCI 家財保険）　　約款

１・この保険契約の全般について
第 1 条　（用語の定義）
第 2 条　（保険責任の始期および終期）
第 3 条　（被保険者の範囲）
第 4 条　（借用住宅の範囲）
第 5 条　（保険の目的の範囲）
２・保険金の支払いについて
第 6 条　（家財保険金）
第 7 条　（生活復旧費用保険金）
第 8 条　（残存物取片づけ費用保険金）
第 9 条　（失火見舞費用保険金）
第 10 条　（他の保険と重複した場合の保険金の支払額）
第 11 条　（保険金を支払わない場合）
第 12 条　（保険金の重複と支払限度）
３・この保険契約の取扱いについて
第 13 条　（告知義務）
第 14 条　（契約内容に関する通知義務）
第 15 条　（保険事故の通知義務と手続き）
第 16 条　（損害防止義務）
第 17 条　（保険金の請求・支払および請求権の時効）
第 18 条　（残存物の取扱い）
第 19 条　（評価人および裁定人）
第 20 条　（代位）
第 21 条　（保険金を支払った後の契約の取扱い）
第 22 条　（契約内容の変更）
第 23 条　（保険金額の調整）
第 24 条　（契約の解約）
第 25 条　（契約の無効および取消し）
第 26 条　（契約の失効）
第 27 条　（契約の解除）
第 28 条　（契約の更新）
４・その他
第 29 条（その他）

別表１　解約短期率表

別表２　保険金請求に必要な書類

普通保険約款

（LCI 家財保険）

この保険の趣旨について

当会社は、日本国内で賃貸住宅に賃借人として居住することに関わり、家財に損害が発生した場合に、この約款に基づいて保険証券記載の家財保険金額の家財保険金を支払います。

第１条　（用語の定義）

この約款において使用する用語は、以下の定義によります。

(1) 契約者
保険契約の申込人が、保険契約成立後に契約者とします。

(2) 被保険者
この保険契約の対象で、事故によって損害を被る者のことをいいます。

(3) 記名被保険者
この保険契約の対象で、事故によって損害を被る者で被保険者のうち、保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。

(4) 当会社
株式会社ビバビーダメディカルライフをいいます。

(5) 保険期間
当会社が保険契約に基づいて責任を負う保険証券に記載された期間をいいます。

(6) 保険証券
この保険契約が成立したときに当会社が保険内容を記載し、契約者に宛てて発行した証をいいます。

(7) 借用住宅
契約者または記名被保険者が借用し、保険証券に記載された居住用建物もしくは戸室をいいます。

(8) 保険の目的
借用住宅に収容される家財（レンタル品、非入居者の家財を除く）で、被保険者が所有し、借用住宅内に収容されている生活用動産をいいます。畳、建具等その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備の内、被保険者の所有に属し、かつ、専ら職務用に使用されていないものを含みます。

(9) 保険金額
当会社が保険事故発生時に支払う家財保険金額の最高限度額をいいます。

(10) 再調達価額
損害が発生した時の、発生した場所における保険の目的と同等の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

(11) 時価額
損害が発生した時の発生した場所において、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から「使用による損耗および経過年数などに応じた減価額」を控除した金額をいいます。

(12) 原動機付自転車
総排気量が 125ｃｃ以下のものをいいます。

(13) 損害
保険の支払い対象となる保険の目的について生じた財産の滅失もしくは損傷をいいます。

(14) 破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(15) 風災
台風、せん風、暴風、暴風雨等による災害をいい、洪水、高潮等を除きます。

(16) 雪災・ひょう災
豪雪、なだれ等による災害をいい、融雪洪水を除きます。

(17) 物体の落下、飛来、衝突および倒壊
上記の事故によって保険の目的について生じた損害。ただし、借用住宅の外部からの物であって自然災害（雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物による場合および土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災）による損害を除きます。

(18) 給排水設備
借用住宅に既設の水の供給と排水を確保する設備でスプリンクラー設備・装置を含みます。

(19) 漏水、放水または溢水による水濡れ
被保険者以外の者が占有する戸室で雑排水等により用排水施設に生じた容量を超えてあふれ出てしまう事故にともなうもの。ただし、風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除きます。

(20) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動
群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯・数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態にあって、暴動に至らないものをいいます。

(21) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治

安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(22) 預貯金証書
預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。ただし、電子金融取引を除きます。

(23) 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による災害をいいます。

(24) 床
畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(25) 残存物取片づけ費用
損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけ及び取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

(26) 他人
保険証券に記載の契約者および記名被保険者の家族および親族以外の方をいいます。

(27) 戦争
武力を使った国家間の争い。(宣戦の有無を問いません)

(28) テロリズム
他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けているか、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。

(29) 核燃料物質
ウラン、プルトニウム、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質(使用済み燃料を含みます)

(30) 核燃料物質に汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(31) 格落損害
修繕・修理後の価額と損害発生直前の価額との差額が生じたことによる損害、すなわち修理後の価格が事故前の価格より低い場合に生じたことによる損害をいいます。

(32) 反社会的勢力
暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

(33) 保険媒介者
告知受領権及び契約締結権を持たず、当会社の委託を受け契約の媒介・勧誘のみ行なう者をいいます。

第2条(保険責任の始期および終期)

第1項 当会社の保険契約上の責任は、保険証券に記載された保険期間開始日(当日を含む)までに保険申込人から保険料が当会社に支払われたことを条件として、保険期間開始日の零時に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。

第2項 前項の時刻は、日本国の標準時によります。

第3項 当会社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (被保険者の範囲)

第1項 この保険契約の被保険者は、保険証券に記載の借用住宅の賃借人(保険契約者または被保険者欄に記入された者で、以下「記名被保険者」といいます。)および保険事故発生時に借用住宅に入居している者で、次の者をいいます。

(1) 記名被保険者の配偶者(内縁を含む)

(2) 記名被保険者または配偶者(内縁を含む)と生計を共にする同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいう。)

(3) 借用住宅に係る賃貸借契約書において記名被保険者と同居することが明記されている者

第2項 記名被保険者と他の方との続柄は、損害または費用の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条 (借用住宅の範囲)

第1項 保険証券に記載された居住用の建物もしくは戸室。ただし、以下の各号のとおりとします。

(1) 建物または戸室が、居住用に使用されている部分と専ら職務用に使用されている部分(家財以外の動産のみを収容している部分を含む)とから構成されている場合には、専ら職務用に使用されている部分については、借用住宅とはみなしません。

(2) 同一敷地内にある物置・屋根のある車庫・駐輪場は借用住宅の一部とみなします。

第５条 （保険の目的の範囲）

第１項 この保険契約の保険の目的は、借用住宅(ただし、畳、建具等その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備の内、専ら職務用に使用されている部分については、借用住宅とみなしません。） に収容され、かつ、被保険者の所有する家財とします。

ただし、以下の各号の物は、保険の目的に含みません。

(1) 自転車（電気自転車を含む）または原動機付自転車(総排気量が 125cc 以下のものをいう)、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除く)、船舶（ヨット、モーターボート、ボートおよび水上バイクを含む）その他これらに類する物、ならびに自動車の場合のスペアータイヤ、ホイール、カーステレオ、カーナビゲーションシステム等、船舶の場合の帆、櫂、エンジン等

(2)通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物。

(3)貴金属、時計、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1 個または 1 組の再調達価額が 30 万円を超える物。

(4)義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ、その他これらに類する物

(5)動物および植物

(6)稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

(7)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物

第６条 （家財保険金）

当会社は、以下の各号の事故により保険の目的に損害が生じた場合に、1 回の事故につき保険証券記の保険金額を限度として、損害の額（再調達価額によります。）を家財保険金として支払います。

(1)火災

(2)落雷

(3)破裂または爆発

(4)風災、ひょう災または雪災。ただし、台風による風災及び豪雪地帯におけるひょう災と雪災による損害を除きます。また、保険金の支払いは損害の額が 20 万円以上となった場合に限ります。

(5)借用住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、自然災害（雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物による場合および土砂崩れ、水災）による損害を除きます。

(6)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ（風災、ひょう災、雪災または水災による損害を除く）

(7)騒じょうおよびこれに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為

第７条 （生活復旧費用保険金）

当会社は、第 6 条の「家財保険金」が支払われる場合で、保険の目的が損害を受けたために生活を復旧するために必要な宿泊費用、引越費用、賃貸借契約再締結費用を支援することを目的として、以下の各号の費用を支払います。

(1)宿泊費用（食事代、サービス料等、宿泊に付随して支出した費用を除きます。）最長 6 泊 7 日までとし、家財保険金の 3%を限度として実費を支払います。

(2)引越費用（運送業者に対して支出した費用およびレンタカー費用に限ります。）10 万円を限度として実費を支払います。

(3)賃貸借契約の再締結にかかる費用（敷金、保証金など、将来返戻される性質を有するものを除きます。）損害が生じたときの月額家賃の 3 ヶ月分、30 万円を限度として支払います。

第８条 （残存物取片づけ費用保険金）

当会社は、第 6 条の「家財損害保険金」が支払われる場合で、損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用に対して、1 回の事故につき、家財損害保険金の 10%を限度として残存物取片付づけ費用保険金を支払います。

第９条 （失火見舞費用保険金）

当会社は、借用住宅から発生した火災、破裂または爆発により隣接する戸室または建物に居住する第三者の所有物に生じた滅失、き損または汚損に対して生ずる見舞金の費用を支払います。1 回の事故につき、損害が生じた世帯に 1 被災世帯あたりの支払（10 万円）を乗じて得た額を失火見舞費用保険金として支払います。ただし、５０万円を限度とします。

第 10 条 （他の保険と重複した場合の保険金の支払額）

第１項 当会社は他の保険契約等がある場合で､それぞれの支払い責任額の合計額が家財損害額を超えるときは、当会社は次に定める額を家財損害保険金とし、この保険契約の支払責任額を限度として支払います。

(1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合、この保険契約の支払責任額
(2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合、支払責任額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。

第 2 項 損害が 2 種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第 1 項の規定をおのおの別に適用します。

第 11 条 （保険金を支払わない場合）

第 1 項 当会社は、以下の各号のいずれかによって生じた損害または費用に対しては、すべての保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者（法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
(2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額を除きます。
(3) 保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
(4) 保険の目的が借用住宅の外にある間に生じた事故。
(5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動および原因の如何を問わらず、また、同時発生かあるいは連続して発生したかにかかわらず、テロリズムにより生じた事故。
(6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(7) 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
(8) 保険の目的の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の目的の汚損であって、保険の目的の機能に支障をきたさない損害
(9) 長期間使用による摩耗、あるいは長期間未使用によるさび、かびの発生など、突発的事由によらないで生じた損害

第 2 項 前項の免責事由によって生じた損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。また、1 項(1)(2)のうち故意または法令違反によるものは契約を解除し、その他は保険契約を継続します。

第 12 条 （保険金の重複と支払限度）

この保険契約において、1 回の事故により複数の保険金が重複する場合には、保険証券記載の家財保険金額を限度とします。

第 13 条 （告知義務）

第 1 項 当会社が保険契約締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項につき、保険契約者または被保険者またはこれらの者の代理人は告知書にありのままを正確に記載してください。

第 2 項（告知義務違反による解除）

(1) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により、前項の規定により当会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったとき、または不実のことを告げたときは、将来に向かって当該保険契約を解除することができます。なお、当会社は契約者住所または連絡先に書面によりその旨を通知します。
(2) 当会社は、保険金の支払事由が発生した後においても当該事実が判明した場合は、上記（1）により当該保険契約を解除することができます。この場合、保険金は支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を要求します。
(3) 上記（2）の規定にも関わらず、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合、保険金を支払います。
(4) 上記（1）の規定により当該保険契約を解除した場合において、解除日の属する月の翌月以降の保険料が払い込まれている場合は、別表１・解約短期率表に基づき計算した金額を払い戻します。

第 3 項 （告知義務違反による解除ができない場合）

(1) 保険契約の締結の際、当会社が、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
(2) 当会社が契約者または被保険者からの通知によって、解除の原因を知った日の翌日から起算して 1 か月を経過したとき。
(3) 初年度保険契約締結から 5 年経過したとき。
(4) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第 1 項に定める告知をすることを妨げた場合。
(5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して第 1 項に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めた場合。
(6) 上記（4）（5）の場合に、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または

被保険者が第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第２号および第３号の規定は適用しません。

第４項 第２項による解除が、保険金を支払うべき損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。ただし、損害の発生が解除の原因となった事実によらないことが明らかな場合を除きます。

第 14 条 （契約内容に関する通知義務）

第１項 契約締結後、以下の事実のいずれかが発生した場合には、契約者または記名被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、契約の異動承認を請求しなければなりません。
当会社は請求受付後速やかに承認の可否を請求者に書面にて通知します。ただし、その事実がなくなったときを除きます。（「契約内容に関する通知義務」といいます。）

⑴ 保険の目的の全部を譲渡するとき
⑵ 契約者または記名被保険者が死亡したとき
⑶ 借用住宅が賃貸住宅でなくなるときか居住用に使用しなくなるとき
⑷ 契約者が賃貸借契約上の賃借人でなくなるとき
⑸ 保険の目的の全部を保険証券記載の戸室・建物以外の別の場所に移転するとき。
ただし、保険金を支払うべき損害またはその原因となる事故を避けるために、短期に他に移転する場合を除きます。

第２項 契約者または被保険者が第１項の「契約内容に関する通知義務」を故意または重大な過失により怠った場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

第３項 保険契約者または被保険者が当会社に通知すべき事実が生じた時から当会社が承認請求を受けるまでの間に生じた損害に対しては、合理的な理由がない場合は保険金を支払いません。

第 15 条 （保険事故の通知義務と手続き）

第１項 契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

第２項 契約者または被保険者が合理的な理由がないのに「保険事故の通知義務」を履行しない間は、当会社は支払いを留保します。また、提出書類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたときは、当会社は保険金を支払いません。

第３項 保険の目的について損害が生じたときは、保険契約者および被保険者は、当会社が事故の生じた借用住宅またはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査し、もしくは一時他に移転することを要求した場合、これに応じなければなりません。

第 16 条 （損害防止義務）

第１項 契約者および被保険者は、事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。（「損害防止義務）といいます。）

第２項 契約者または被保険者が故意または重大な過失によって損害防止義務を履行しなかったときは、当会社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

第 17 条 （保険金の請求・支払および請求権の時効）

第１項 この保険契約において保険金を請求できる方は、契約者または被保険者とします。
（以下「保険金請求人」といいます。）

第２項 保険金請求人は、保険の目的に損害が生じたとき、または損害が生じたことを知ったときは、遅滞なくこれを当会社に通知し、当会社所定の保険金請求書類（別表２）を提出しなければなりません。

第３項 保険金請求人の当会社への保険金請求は、当会社の保険金請求書に損害見積書、事故発生を証明する書類、被害品明細書等その他当会社が求める書類を添付し、当会社に提出しなければなりません。

第４項 当会社は保険金請求人が前項の手続きを完了した日（この条において「請求完了日」といいます。）から、その日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、第１１条（保険金を支払わない場合）に定める事由に該当する事実の有無
(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除，無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無
(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、保険金支払状況ならびに損害について被保険者が有

する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第 5 項 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金請求人に通知するものとします。

(1) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180 日

(2) 前項第 1 号から第 4 号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90 日

(3) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における前項各号の事項確認のための調査 60 日

(4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日

第 6 項 前 2 項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）これにより確認が遅延した期間については、第 4 項または第 5 項の期間に算入しないものとします。

第 7 項 当会社は第 4 項または第 5 項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。

第 8 項 保険金の受取人は、当会社が特に認めた場合を除き被保険者とし、保険金を受取るべき日において被保険者が保険金を受取ることができない場合には、被保険者の法定相続人とする。（以下「保険金受取人」という。）なお、法定相続人が複数いる場合は、他の法定相続人全員から委任された代表者が保険金受取人となります。

第 9 項 保険金請求人は、所定の書面を当会社に提出することにより、受取保険金の支払先を指定することができます。

第 10 項 保険金請求権はその支払事由が発生してから 3 年で時効により消滅します。

第 18 条 （残存物の取扱い）

第 1 項 当会社が保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当会社に移転しません。

第 19 条 （評価人および裁定人）

第 1 項 再調達価額、時価額または損害の額について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金の受取人との間に争いが生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人がこれを裁定します。

第 2 項 第 1 項の場合において、当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつ負担します。

第 20 条 （代　位）

第 1 項 当会社が保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、保険者がその損害につき第三者（他人のためにする契約の場合の契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

第 2 項 契約者および被保険者は、当会社が取得する第 1 項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社が負担します。

第 21 条 （保険金を支払った後の契約の取扱い）

第1項 家財損害保険金の支払額が、1 回の事故につき支払限度額に達したときは、この保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

第 2 項 第 1 項の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の支払限度額が減額されることはありません。

第 22 条 （契約内容の変更）

契約者は、所定の方法により当会社に通知し、当会社の承認を得ることにより、この保険契約のうち以下の内容を変更することができます。

(1) 契約者・記名被保険者の名前、契約者の住所および連絡先

(2) 保険契約者（記名被保険者が同意していること）

(3) 記名被保険者

(4) 借用住宅

第 23 条 （保険金額の調整）

第 1 項 保険契約締結の際、保険金額が保険の目的の価額を超えていたことにつき、契約者、被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、契約者は当会社に対する通知により、その超過部分について、この契約を取り消すことができます。

本項の規定により、契約が取り消された場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

第 2 項 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合には、契約者は、当会社に対する通知により、将来に向かって保険金額について、減少後の保険の目的の価額に至るまで減額を請求することができます。本項により減額を承認したときは、当会社は既に払い込まれた保険料のうち減額された保険金額に相当する保険料ならびに既経過期間を計算して保険料を返還します。

第 24 条 （解約について）

第 1 項

(1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

(2) 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、当会社の解約請求書類を当会社に提出して下さい。この場合当会社はその解約請求書類を受け付けた日を解約日とし、別表１・解約短期率表に基づき計算した金額を払い戻します。但し、解約日の属する月の保険料は払い戻しません。

(3) 当会社は、この保険契約の解約日以降に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(4) 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

第２項

(1) 保険契約者は、第１項の規定により被保険者から保険契約の解約の請求があったときには、当会社へ保険契約の解約を請求してください。

第 25 条 （契約の無効および取消し）

第 1 項 この保険契約は以下の(1)～ (5) 号のいずれかに該当する場合には無効とし、(6) に該当する場合には、当会社は契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(1) 保険期間開始日前において、保険契約者が賃貸借契約上の賃借人でなくなったとき（死亡していた場合を含みます。）

(2) 保険契約締結後から保険期間開始日までに、借用住宅が借用住宅でなくなったとき

(3) 他人のために保険契約を締結する場合において、その旨を加入申込書に明記しなかったとき

(4) 加入申込日において、保険の目的にすでに損害が生じ、またはその原因が発生したことを保険契約者、被保険者または入居者が知っていたとき

(5) 契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または第三者に不法に取得させる目的で契約を締結したとき

(6) 加入申込日において、保険契約に関し保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当会社が契約を締結したとき

第 2 項 当会社は、無効となったこの保険契約に対して保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その全額について返還請求することができます。

第 3 項 当会社は、無効または取消しとなった場合は、保険契約の保険料の全額を契約者に返戻します。

第 4 項 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

第 26 条 （契約の失効）

第 1 項 以下の各号のいずれかに該当する場合には、この保険契約は、各号に定める時をもってその効力を失います。

(1) 保険期間開始日以後に借用住宅の全部または保険の目的の全部が消滅したとき（保険金を支払うべき事由の原因となった事故によると否とを問わない）は、その事実が発生した時。

(2) 保険期間開始日以後に借用住宅が賃貸住宅でなくなるときか居住用に使用しなくなるとき

第 2 項 当会社は、この保険契約が失効した時以降に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第 3 項 当会社は、この保険契約の未経過期間に対して別表１・解約短期率表に基づいて計算した返戻金を支払います。

第 4 項 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

第 27 条 （契約の解除）

第 1 項 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は保険期間中にこの契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 契約者または被保険者が第 13 条第 1 項の「告知義務」に違反した場合

(2) 契約者または被保険者が第 14 条第 1 項の「契約内容に関する通知義務」に違反した場合

(3) 保険金の支払事由が発生した後に、契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、当会社の認める合理的な理由がなく、当該事由の調査を妨げたりまたは知っている事実を告げなかったり、不実のことを告げたりもしくは改ざんしたとき

(4) 契約者または被保険者が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。） をしたとき

(5) 保険金の請求行為に関し、契約者または被保険者が詐欺行為（未遂を含みます。）を行ったとき

(6) 契約者、被保険者または保険金受取人が、反社会的勢力に該当する、もしくは反社会的勢力に対して何らかの関与をしていると認められる場合。また、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合。

(7) 上記（2）（4）（5）に掲げるもののほか、契約者、被保険者が、当会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき（上記（4）～（7）号の事由を「重大事由」といいます。以下この条において同じ)。

第 2 項 当会社は、契約者に宛てて発する書面により解除を通知します。

第 3 項 保険契約の解除は、将来に向かってその効力を生じます。

第 4 項 第 1 項（1）（2）については、当会社が契約者または被保険者からの通知により、解除の原因となる事実を確認してから 1 カ月以上を経過した場合、または初年度保険契約締結時から 5 年を経過した場合には、当会社はこの保険を解除できません。

第 5 項 当会社は、この保険契約を解除した日以降に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第 6 項 ただし、解除の原因が告知義務違反による場合には、解除手続前に発生した事故についても保険金を支払いません。この規定は、告知義務違反した事実に基づかずに発生した事故には適用しません。また、第 1 項（2）号の「通知義務違反」及び第 1 項（4）～（7）の「重大事由」による場合には、解除事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故についても保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。

第 7 項 当会社は、この保険契約を解除した場合、未経過期間に対し別表 1・解約短期率表に基づいて計算した返戻金を支払います。

第 8 項 返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社からの振込みによる方法をもって行います。

第 28 条 （契約の更新）

第 1 項 当会社は保険期間満了日の 2 ヵ月前までに、保険契約者あてに更新案内を通知します。契約内容に変更がなく保険期間満了日までに保険契約の保険料が契約者から当会社に払込まれた場合には、この保険契約は、保険期間満了日の翌日を更新日として更新されたものとします。この場合更新申込書の取り付けを省略することができます。更新日までに保険料の払込がなかった場合には新規扱いとなります。

第 2 項 契約の更新が成立した場合は、保険証券を発行します。

第 3 項 当会社が契約の更新をしないと判断した場合、その判断日より 10 日以内に契約者にその旨の通知をします。

第 29 条 （その他）

第 1 項 継続契約を引き受けない場合について

当会社は、この保険が不採算となった場合には継続契約を引き受けないことがあります。

第 2 項 保障期間中に保険料を増額する場合等について

当会社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼし、経営の維持が困難と判断した場合には、当会社の定めるところにより、保障期間中に保険料を増額することや、保険金額を減額することがあります。

第 3 項 保障期間中に保険金を削減して支払う場合について

当会社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼし、経営の維持が困難と判断した場合には、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

第４項　約款の変更について

約款は見直され変更になる場合があります。変更後の約款は継続時以降に適用されます。

第５項　当会社の経営の収支に悪化が認められる場合に、当会社の定めるところにより、更新時保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

第６項　保険者の破産

（１）　保険者である当社が破産開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができます。

（２）　保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始決定の日から３カ月を経過した日にその効力を失います。

第７項　管轄裁判所

この保険契約の保険金請求などに関する訴訟は、日本国内の地方裁判所のいずれかを管轄裁判所とします。

第８項　この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

別表１・解約短期率表

（計算式）　返戻金＝（A・払込保険料のうち所定の返戻額）×解約短期率 $\left(\frac{未経過月数}{保険期間\times12}\right)$

［保険期間１年の所定の返戻額］

円

保険金額	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円
所定返戻額	407	675	1,210	1,745	2,280	2,815	3,349

上記の「所定返礼額」をＡとして、計算式に充てる。

［保険期間２年の所定の返戻額］

円

保険金額	50 万円	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円
所定返戻額	814	1,350	2,420	3,490	5,000	6,600	8,300

上記の「所定返礼額」をＡとして、計算式に充てる。

（計算例）

保険期間１年で契約し、経過１か月未満で解約した家財保険金額 100 万円の契約の場合、未経過月数＝11、保険期間×12＝12 なので、675×11÷12＝620 円

別表２・保険金請求に必要な書類

①保険金請求書

②契約者または被保険者の身分証明書（運転免許証、パスポートなどの写し）

③事故状況報告書（写真を含む）

⑤損害額、修理費用の見積もり

⑥その他当社が必要と判断し提示を求める資料。

（LCI 家財総合保険）

LCI 借家人賠償総合保険　約款

株式会社ビバビーダメディカルライフ

（2017 年 4 月 12 日）

目　次

（LCI 借家人賠償総合保険）　約款

１・この保険契約の全般について
第１条　用語の定義
第２条　保険責任の始期および終期
第３条　被保険者の範囲
第４条　借用住宅の範囲

２・保険金の支払いについて
第５条　借家人賠償責任保険金
第６条　個人賠償責任保険金
第７条　支払保険金の範囲
第８条　他の保険と重複した場合の保険金の支払額
第９条　保険金を支払わない場合
第１０条　保険金の重複と支払限度

３・この保険契約の取扱いについて
第１１条　告知義務
第１２条　契約内容に関する通知義務
第１３条　保険事故発生時の義務
第１４条　保険金の請求・支払および請求権の時効
第１５条　損害賠償責任解決の特則
第１６条　代位
第１７条　損害賠償請求権の先取特権
第１８条　保険金を支払った後の契約の取扱い
第１９条　契約内容の変更
第２０条　契約の解約
第２１条　契約の無効および取消し
第２２条　契約の失効
第２３条　契約の解除
第２４条　契約の更新

４・その他
第２５条　その他

別表１・解約短期率表
別表２・保険金請求に必要な書類

普通保険約款

（LCI 借家人賠償総合保険）

この保険の趣旨について

当会社は、日本国内で賃貸住宅に賃借人として居住することに関わり、家主や第三者に損害を与えた場合にこの約款に基づいて借家人賠償責任保険金、個人賠償責任保険金を支払います。

第１条　（用語の定義）

この約款において使用する用語は、以下の定義によります。

(1)契約者

保険契約の申込人が、保険契約成立後に契約者となります。

(2)被保険者

この保険契約の保障の対象となり、事故によって損害を被る者のことをいいます。

(3)記名被保険者

この保険契約の保障の対象となり、事故によって損害を被る者で被保険者のうち、保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。

(4)当会社

株式会社ビバビーダメディカルライフをいいます。

(5)保険期間

当会社が保険契約に基づいて責任を負う保険証券に記載された期間をいいます。

(6)保険証券

この保険契約が成立したときに当会社が保険内容を記載し、契約者に宛てて発行した証の書面をいいます。

(7)借用住宅

契約者または記名被保険者が借用し、保険証券に記載された居住用建物もしくは戸室をいいます。

(8)賠償責任保険金額

当会社がこの保険で保険事故発生時に支払う保険金の最高限度額 500 万円をいいます。

(9)財物の損壊

有体物の滅失、き損または汚損をいいます。ただし、有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商業権その他これらに類する権利を含まず、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。

(10)破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(11)他人

保険証券に記載の契約者および記名被保険者の家族および親族以外の方をいいます。

(12)身体の障害

一般的には先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害を生じている状態で傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。

(13)戦争

武力を使った国家間の争いを指します。（宣戦の有無を問いません）

(14)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(15)テロリズム

他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助を受けているか、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。

(16)核燃料物質

ウラン、プルトニウム、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質（使用済み燃料を含みます）

(17)核燃料物質に汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(18)車両

この約款において車両には、原動機付自転車のみならず、原動機がもっぱら人力である自転車や電動自転車を含みます。車両の運転により生ずる損害賠償責任は支払いません。

(19)原動機付自転車

総排気量が 125ｃｃ以下のものをいいます。

(20) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

(21)保険媒介者

告知受領権及び契約締結権を持たず、当会社の委託を受け契約の媒介・勧誘のみ行なう者をいいます。

第２条　（保険責任の始期および終期）

第１項　当会社の保険契約上の責任は、保険証券に記載された保険期間開始日（当日を含む）までに、保険申込人から保険料が当会社（当会社の代理店が取扱う場合も含む）に支払われたことを条件として、保険期間開始日の零時に始まり、保険期間満了日の 24 時に終了します。

第２項　前項の時刻は、日本国の標準時によります。

第３項　当会社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第３条　（被保険者の範囲）

この保険契約の被保険者は、借家人賠償責任保険金では、契約者または記名被保険者とし、個人賠償責任保険金では、保険事故発生時に借用住宅に入居している者で次の者をいいます。

(1) 記名被保険者とその配偶者（内縁を含む）

(2) 記名被保険者または配偶者（内縁を含む）と生計を共にする同居の親族（6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいう。）

(3) 借用住宅に係る賃貸借契約書において記名被保険者と同居することが明記されている者

第４条　（借用住宅の範囲）

保険証券に記載された居住用の建物もしくは戸室。以下の各号のとおりとします。

(1) 建物または戸室が、居住用に使用されている部分と専ら職務用に使用されている部分（家財以外の動産のみを収容している部分を含む）とから構成されている場合には、専ら職務用に使用されている部分については、借用住宅とはみなしません。

(2) 同一敷地内にある物置・屋根のある車庫・駐輪場は借用住宅の一部とみなします。

第５条　（借家人賠償責任保険金）

第１項　当会社は、借用住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故により滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が借用住宅についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を　負担することによって損害を被った場合、1 回の事故につき合計 500 万円を限度として下記項目それぞれに借家人賠償責任保険金を支払います。

① 火災　② 破裂または爆発　③ 借用住宅内で生じた漏水、放水または溢水による水濡れ

第２項　当会社が支払う借家人賠償責任保険金の範囲は、第７条の「支払保険金の範囲」の(1)から(5)に記載します。

第３項　第６条の個人賠償責任保険金が重複して支払われる場合には、合わせて 500 万円を限度として個人賠償責任保険金の保険金額を支払います。

第６条　（個人賠償責任保険金）

第１項　当会社は、被保険者が借用住宅に居住することに関わり生じた以下の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の滅失、き損または汚損に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、１回の事故につき、500 万円を限度として個人賠償責任保険金を支払います。

(1) 借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故

(2) 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

第２項　当会社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、第７条の「支払保険金の範囲」の(1)から(7)に記載します。

第３項　第５条の借家人賠償責任保険金が重複して支払われる場合には、合わせて 500 万円を限度として個人賠償責任保険金を支払います。

第７条　（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金は、以下の各号の金額および費用とします。

(1) 被保険者が支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引きます。

(2) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

(3) 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

(4) 第 15 条の「損害賠償責任解決の特則」の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(5) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第 13 条の「保険事故発生時の義務」の規定または第 16 条の「代位」の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用

(6) 被保険者が第 13 条第１項(3)の「損害を防止または軽減するために必要な措置」を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用

(7) 損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

第８条　（他の保険と重複した場合の保険金の支払額）

第１項　当会社は他の保険契約等がある場合で、それぞれの支払い責任額の合計額が損害賠償額を超えるときは、当会社は次に定める額を損害賠償保険金とし、この保険契約の支払責任額を限度として支払います。

(1) 他の保険契約から保険金が支払われていない場合、この保険契約の支払責任額

(2) 他の保険契約から保険金が支払われた場合、支払責任額から、他の保険契約で支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。

第２項　第１項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第３項　第１項の規定にかかわらず、他の保険契約によってこの保険に優先して保険金を支払う場合、損害の額が他の保険契約によって支払われた保険金の額をこえる額を支払います。

第９条　（保険金を支払わない場合）

第１項　当会社は、以下の各号のいずれかによって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動および原因の如何を問わず、また、同時発生かあるいは連続して発生したかにかかわらず、テロリズムにより生じた事故

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(5) 上記第(2)号から第(4)号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(6) 上記第(4)号の放射線照射または放射能汚染

第２項　当会社は、以下の各号のいずれかによって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

(1) 被保険者の心神喪失または指図

(2) 借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。

(3) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。

(4) 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊

(5) 借用住宅のかしによって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用住宅を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかったかしによって生じた損壊を除きます。

(6) 借用住宅の使用もしくは管理を委託された者によって生じた損壊

(7) 借用住宅の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊

(8) 土地の沈下、移動または隆起によって借用住宅に生じた損壊

(9) 借用住宅の擦傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または借用住宅の汚損（落書きを含みます。）であって、借用住宅の機能に支障をきたさないき損または汚損

(10) 風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊

(11) 被保険者と管理物件の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

(12) 被保険者が管理物件を貸主に引き渡した後に発見された管理物件の損壊に起因する損害賠償責任

第３項　当会社は、以下の各号のいずれかによって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

(1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

(2) 専ら被保険者の職務用に使用されている動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 被保険者相互間で発生した事故による身体の障害、または財物の損壊に起因する損害賠償責任

(4) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

(5) 被保険者と第三者との間に損害賠償責任に関する約定がある場合において、その約定により、加重された

損害賠償責任

(6) 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について合理的な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(7) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

(8) 被保険者による、あるいは被保険者の指図による暴行、または殴打に起因する損害賠償責任

(9) 航空機、船舶・車両（原動機付自転車、電動自転車、自転車などを含みます。）。
銃器（空気銃も含む）の所有、免許登録の必要の有無によらず、これらの使用または管理に起因する損害賠償責任

第 10 条 （保険金の重複と支払限度）

この保険契約において、1 回の事故により複数の保険金が重複する場合には、当会社は、同一の損害または費用に対して保険金を重複しては支払いません。

第 11 条 （告知義務）

第１項　当会社が保険契約締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち告知書で質問した事項につき、保険契約者、被保険者またはこれらの代理人は告知書にありのままを正確に記載してください。

第２項　告知義務違反による解除

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの代理人が故意または重大な過失により、前項の規定により当会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったとき、または不実のことを告げたときは、将来に向かって当該保険契約を解除することができます。なお、当会社は契約者住所または連絡先に書面によりその旨を通知します。

(2) 当会社は、保険金の支払事由が発生した後においても当該事実が判明した場合は、上記（1）により当該保険契約を解除することができます。この場合、保険金は支払いません。
また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を要求します。

(3) 上記（2）に関わらず、保険契約者、被保険者またはこれらの代理人が保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合、保険金を支払います。

(4) 上記（1）の規定により当該保険契約を解除した場合において、解除日の属する月の翌月以降の保険料が払い込まれている場合は、別表１･解約短期率表に基づいて計算した金額を払い戻します。

第３項　告知義務違反による解除ができない場合

(1) 保険契約の締結の際、当会社が、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。

(2) 当会社が解除の原因を、契約者または被保険者からの通知によって確認した日の翌日から起算して 1 か月を経過したとき。

(3) 初年度保険契約締結から 5 年経過したとき。

(4) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第 1 項に定める告知をすることを妨げた場合。

(5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して第 1 項に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めた場合。

(6) 上記（4）（5）の場合に、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第 1 項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第２号および第３号の規定は適用しません。

第４項　上記第２項による解除が保険金を支払うべき損害が発生した後になされた場合であっても、当会社は保険金を支払いません。また既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。ただし、損害の発生が解除の原因となった事実によらないことが明らかな場合を除きます。

第 12 条　（契約内容に関する通知義務）

第１項 契約締結後、以下の事実のいずれかが発生した場合には、契約者または記名被保険者は、遅滞なくその旨を当会社に申し出て、契約の異動承認を請求しなければなりません。
当会社は請求受付後速やかに承認の可否を請求者に書面にて通知します。ただし、その事実がなくなったときを除きます。（「契約内容に関する通知義務」といいます。）

(1) 契約者または被保険者が死亡したとき
(2) 借用住宅が賃貸住宅でなくなるときか居住用に使用しなくなるとき
(3) 契約者が保険証券記載の賃貸借契約上の賃借人でなくなるとき

第２項 契約者または被保険者が「契約内容に関する通知義務」を故意または重大な過失により怠った場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

第３項 契約者または被保険者が、当会社に通知すべき事実が生じた時から当会社が通知を受けるまでの間に生じた損害に対しては、合理的な理由がない場合は保険金を支払いません。

第 13 条　（保険事故発生時の義務）

第１項　保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由に該当する他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、以下の各号に掲げる事項を行わなければなりません。（「保険事故発生時の義務」といいます。）

(1) 事故の発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、当会社にただちに書面をもって通知すること
(2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること
(3) 損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること
(4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること
(5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提訴されたときは、ただちに書面をもって当会社に通知すること

第２項　保険契約者または被保険者が、合理的な理由がないのに第１項の「保険事故発生時の義務」を履行しなかったときは、以下の各号規定に従い、保険金の支払額を決定します。

(1) 上記第１項の(1)および(5)の義務に違反した場合には、保険金を支払いません。
(2) 上記第１項の(2)および(3)の義務に違反した場合には、防止または軽減することができたと認められる額を差し引いて、保険金を支払います。
(3) 上記第１項の(4)の義務に違反した場合には、当会社が損害賠償責任はないと認めた額を差し引いて、保険金を支払います。

第 14 条　（保険金の請求・支払および請求権の時効）

第１項　この保険契約において保険金を請求できる方は、保険契約者または被保険者とします。（以下「保険金請求人」といいます。）

第２項　保険金請求人は、保険金の支払事由に該当する他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、遅滞なくこれを会社に通知し、当社所定の保険金請求書（別表・２）を提出しなければなりません。

第３項　保険金請求人の保険金請求にあたっては、損害賠償金の額が確定したときは、所定の保険金請求書に、損害賠償金の額および費用を証明する書類、その他当会社が求める書類を添付し、当会社に提出しなければなりません。

第４項　当会社は保険金請求人が前項の手続きを完了した日（この条において「請求完了日」といいます。）から、その日を含めて３０日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無、損害賠償責任の有無、および被保険者に該当する事実

(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係、ならびに賠償責任の割合、賠償すべき損害の額等

(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無

(5) 前各号のほか、他の保険契約の有無および内容、保険金の支払状況、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

第５項　前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を保険金請求人に通知するものとします。

(1) 前項（1）から（4）までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和２４年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）
180 日

(2) 前項（1）から（4）までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
90 日

(3) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された地域における前項各号の事項確認のための調査
60 日

(4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手 段がない場合の日本国外における調査
180 日

第６項　第２項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）これにより確認が遅延した期間については、第４項または第５項の期間に算入しないものとします。

第７項　当会社は第４項または第５項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いします。

第８項　保険金請求人が提出書類につき、知っている事実を記載しなかったとき、もしくは事実と異なることを記載した時は、当会社は保険金を支払いません。

第９項　保険金の受取人は、当会社が特に認めた場合を除き被保険者とし、保険金を受取るべき日において被保険者が保険金を受取ることができない場合には、被保険者の法定相続人とする。（以下「保険金受取人」という。）なお、法定相続人が複数いる場合は、他の法定相続人全員から委任された代表者が保険金受取人となります。

第 10 項　保険金請求人は、所定の書面を当会社に提出することにより、受取保険金の支払先を指定することができます。

第 11 項　保険金請求権はその支払事由が発生してから 3 年で時効により消滅します。

第 15 条（損害賠償責任解決の特則）

第１項　当会社は、訴訟案件に発展した場合など必要と認めたときは、弁護士に依頼し、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第２項　保険契約者または被保険者が、合理的な理由がなく協力に応じないときは、当会社は、保険金を支払いません。

第 16 条　（代　位）

第１項　当会社が保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする契約の場合の契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

第２項　保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第１項の権利の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社が負担します。

第 17 条（損害賠償請求権の先取特権）

第１項　この保険契約の被保険者に対して、当該保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険金を請求する権利について先取特権を有します。

第２項　被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額、または当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、当会社に対して保険金請求の権利を行使することができます。

第３項　賠償保険契約に基づき保険金を請求する権利は、次の場合を除き、譲り渡し、質権の目的とし、または差し押さえることはできません。

(1) 第１項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

(2) 前項の規定により被保険者が保険金を請求する権利を行使することができる場合

第 18 条　（保険金を支払った後の契約の取扱い）

第１項　借家人賠償責任保険金または個人賠償責任保険金の支払額が、1 回の事故につき支払限度額に達したときは、この保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

第２項　第１項の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の支払限度額が減額されることはありません。

第 19 条　（契約内容の変更）

契約者は、所定の方法により当会社に通知し、当会社の承認を得ることにより、この保険契約のうち以下の内容を変更することができます。

(1) 契約者・記名被保険者の名前、契約者の住所および連絡先

(2) 保険契約者（記名被保険者が同意していること）

(3) 記名被保険者

(4) 借用住宅

第 20 条　（契約の解約）

第１項　解約について

(1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

(2) 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、当会社の解約請求書類を当会社に提出してください。

この場合当会社はその解約請求書類を受け付けた日を解約日とし、別表1･解約短期率表に基づいて計算した金額を払い戻します。

但し、解約日の属する月の保険料は払い戻しません。

第２項　当会社は、この保険契約の解約日以降に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第３項　返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

第21条　（契約の無効および取消し）

第１項　この保険契約は以下の(1)～(5)のいずれかに該当する場合には無効とし、(6)に該当する場合には、当会社は契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(1) 保険期間開始日前において、保険契約者が賃貸借契約上の賃借人でなくなったとき（死亡していた場合を含みます。）

(2) 保険契約締結後から保険期間開始日までに、借用住宅が借用住宅でなくなったとき

(3) 他人の為に保険契約を締結する場合において、その旨を加入申込書に明記しなかったとき

(4) 加入申込日において、保険の目的にすでに損害が生じ、またはその原因が発生したことを保険契約者、被保険者または入居者が知っていたとき

(5) 契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または第三者に不法に取得させる目的で契約を締結したとき

(6) 加入申込日において、保険契約に関し保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当会社が契約を締結したとき

第２項　当会社は、無効となったこの保険契約に対して保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当会社は、その全額について返還請求することができます。

第３項　当会社は、無効または取消しとなった場合は、保険契約の保険料の全額を契約者に返戻します。

第４項　返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

第22条　（契約の失効）

第１項　以下の各号のいずれかに該当する場合には、この保険契約は、各号に定める時をもってその効力を失います。

(1) 保険期間開始日以後に借用住宅の全部が消滅したとき（保険金を支払うべき事由の原因となった事故によると否とを問わない）は、その事実が発生した時。ただし、第18条（保険金を支払った後の契約の取扱い）第１項の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

(2) 保険期間開始日以後に借用住宅が借用住宅でなくなるときか居住用に使用しなくなるとき

第２項　当会社は、この保険契約が失効した時以降に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第３項　当会社は、この保険契約の未経過期間に対して別表１・解約短期率表に基づいて計算した返戻金を支払います。

第４項　返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社の振込みによる方法をもって行います。

第23条　（契約の解除）

第１項　以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は、保険期間中にこの保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 契約者または被保険者が第11条第１項の「告知義務」に違反した場合

(2) 契約者または被保険者が第 12 条第 1 項の「契約内容に関する通知義務」に違反した場合
(3) 保険金の支払事由が発生した後に、保険契約者または被保険者またはこれらの者の代理人が当会社の認める合理的な理由がなく、当該事由の調査を妨げたりまたは知っている事実を告げなかったり、不実のことを告げたりもしくは改ざんしたとき
(4) 契約者または被保険者が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。) をしたとき。
(5) 保険金の請求行為に関し、契約者または被保険者が詐欺行為（未遂を含みます。）を行ったとき
(6) 契約者、被保険者または保険金受取人が、反社会的勢力に該当する、もしくは反社会的勢力に対して何らかの関与をしていると認められる場合。また、反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合。
(7) 上記（2）（4）（5）に掲げるもののほか、契約者、被保険者が、当会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
(上記(4)～(7)の事由を「重大事由」といいます。以下この条において同じ)

第２項　当会社は、契約者に宛てて発する書面により解除を通知します。

第３項　保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第４項　第１項(1) (2)については、当会社が契約者または被保険者からの通知により、解除の原因となる事実を確認してから１カ月以上を経過した場合、または初年度保険契約締結時から５年を経過した場合には、当会社はこの保険を解除できません。

第５項　当会社は、この保険契約を解除した日以降に生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第６項 ただし、解除の原因が告知義務違反による場合には、解除手続前に発生した事故についても保険金を支払いません。この規定は、告知義務違反した事実に基づかずに発生した事故には適用しません。また、上記・第１項の（2）の「通知義務違反」、及び上記・第１項の(4)～(6)の「重大事由」による場合には、解除事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故についても保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。

第７項　当会社はこの保険契約を解除した場合、未経過期間に対し別表１･解約短期率表に基づき計算した返戻金を支払います。

第８項　返戻金の支払いは、保険契約者の指定する日本国内の金融機関の口座に当会社からの振込みによる方法をもって行います。

第 24 条　（契約の更新）

第１項　当会社は保険期間満了日の２ヵ月前までに、保険契約者あてに更新案内を通知します。契約内容に変更がなく保険期間満了日までに保険契約の保険料が契約者から当会社に払い込まれた場合には、この保険契約は、保険期間満了日の翌日を更新日として更新されたものとします。
この場合、更新申込書の取り付けを省略することができます。更新日までに保険料の払込がなかった場合には新規契約扱いとなります。

第２項　契約の更新が成立した場合は、成立後１０日以内に継続の保険証券を発行します。

第 25 条　（その他）

第１項　継続契約を引き受けない場合について
当会社は、この保険が不採算となった場合には継続契約を引き受けないことがあります。

第２項　保障期間中に保険料を増額する場合等について
当会社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼし、経営の維持が困難と判断した場合には、当会社の定めるところにより、保障期間中に保険料を増額することや、保険金額を減額することがあります。

第３項　保障期間中に保険金を削減して支払う場合について

当会社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼし、経営の維持が困難と判断した場合には、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

第４項　約款の変更について

約款は見直され変更になる場合があります。変更後の約款は継続時以降に適用されます。

第５項　当会社の経営の収支に悪化が認められる場合に、当会社の定めるところにより、更新時保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。

第６項　保険者の破産

（１）保険者である当社が破産開始の決定を受けたときは、保険契約者は、保険契約を解除することができます。

（２）保険契約者が前項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始決定の日から３カ月を経過した日にその効力を失います。

第７項　管轄裁判所

この保険契約の保険金請求などに関する訴訟は、日本国内の地方裁判所のいずれかを管轄裁判所とします。

第８項　この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

別表１・解約短期率表

（払込保険料のうち所定の返戻額）×（解約短期率）による返戻金表

円

期間１年	返戻金
～経過 1 月	480
～経過 2 月	430
～経過 3 月	390
～経過 4 月	350
～経過 5 月	300
～経過 6 月	260
～経過 7 月	220
～経過 8 月	170
～経過 9 月	130
～経過 10 月	90
～経過 11 月	40
～経過 12 月	0

期間２年	返戻金
～経過 1 月	1,000
～経過 2 月	950
～経過 3 月	910
～経過 4 月	870
～経過 5 月	820
～経過 6 月	780
～経過 7 月	740
～経過 8 月	690
～経過 9 月	650
～経過 10 月	610
～経過 11 月	560
～経過 12 月	520
～経過 13 月	480
～経過 14 月	430
～経過 15 月	390
～経過 16 月	350
～経過 17 月	300
～経過 18 月	260
～経過 19 月	220
～経過 20 月	170
～経過 21 月	130
～経過 22 月	90
～経過 23 月	40
～経過 24 月	0

別表２・保険金請求に必要な書類

①保険金請求書
②契約者または被保険者の身分証明書（運転免許証、パスポートなどの写し）
③事故状況報告書（写真を含む）
⑤損害額、修理費用の見積もり
⑥その他当社が必要と判断し提示を求める資料。